

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔 令和 2 年 4 月 〕
〔 山広環規則第 3 号 〕

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、山形市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年山形市規則第 1 2 号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。